



# 港区再犯防止推進計画

MINATO CITY RECIDIVISM PREVENTION PLAN

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

(素案)

Draft

令和6(2024)年12月

港区

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和 60 年 8 月 15 日

港 区

## 区長あいさつ

# 目次

<b>第1章 総論</b>	<b>5</b>
1 計画策定の背景	6
2 計画の位置付け	7
3 計画の期間	8
4 計画に基づく再犯防止施策の対象者	9
5 計画の策定体制	9
<b>第2章 再犯防止を取り巻く状況等</b>	<b>11</b>
1 国及び東京都の取組	12
2 区内の再犯者の状況等	14
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>21</b>
1 基本的な考え方	22
2 計画の実施に向けて	30
3 計画の推進によりめざす成果の指標	30
4 計画の推進	30
<b>第4章 再犯防止に関連する具体的な取組</b>	<b>31</b>
基本方針1 施策1) 再犯防止に着目した防犯対策の推進	34
基本方針1 施策2) 民間協力者の活動の促進	41
基本方針2 施策3) 就労・住居の確保等	47
基本方針2 施策4) 一人ひとりの特性に応じた支援等	52
基本方針2 施策5) 非行の防止・学校と連携した修学支援等	57
コラム 寄り添い弁護士制度について	61
<b>参考資料</b>	<b>63</b>
1 計画の策定経緯	64
2 関連する条例等	67
3 関連計画一覧	68
4 国・東京都・区内の再犯者の状況等	69
5 再犯防止の推進に関わる相談窓口等	70

# 第1章 総論

---

# 第1章 総論

## 1 計画策定の背景

### (1) 国及び東京都の動き

国内の刑法犯認知件数は、平成14(2002)年をピークに減少が続いていましたが、令和4(2022)年、令和5(2023)年と2年連続で増加に転じています。

東京都内の刑法犯認知件数についても、同様の傾向を示しており、令和3(2021)年に最少となったものの、令和4(2022)年から増加に転じています。

また、刑法犯により検挙された者のうち、再犯者の占める割合は、平成15(2003)年以降の刑法犯認知件数の減少傾向とは異なり、全国・東京都内とも増加傾向で、近年では50%前後で推移しています。

このような背景を踏まえて、平成28(2016)年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）」が施行されました。

法律に基づき、平成29(2017)年12月に、国において「再犯防止推進計画」が策定され、令和元(2019)年7月に「東京都再犯防止推進計画」が策定されました。両計画とも5年の計画期間を経過し、現在は第二次計画が策定されています。

### (2) 区内の犯罪発生状況・再犯率と計画策定の目的

区では、安全で安心できる港区の実現にむけて、平成18(2006)年に「港区生活安全行動計画」を策定し、以降3年ごとに犯罪状況や区民の意見を反映させながら、生活安全の取組を推進してきました。

区民の生活安全意識の向上や、地域・警察・区が一体となった防犯活動により、平成15(2003)年のピーク時に10,189件あった区内の刑法犯認知件数は減少を続け、令和3(2021)年には2,228件に至るなど、78%の減少という大きな効果が表れていましたが、アフターコロナの社会となった令和4(2022)年以降は、行動制限の緩和とともに刑法犯認知件数も増加に転じ、令和5年実施の「港区生活安全に関するアンケート調査」でも、令和2(2020)年の調査時と比較し、「体感治安が悪くなった」という意見が増加しました。

また、令和5(2023)年以降、都内を含む関東近県では、SNSなどを通じたいわゆる「闇バイト」により実行犯を募集する犯罪手法が、特殊詐欺のみならず強盗事件にまで拡大している状況であり、こうした新たな犯罪の傾向は区民の不安感をさらに増大させるとともに、生活に困窮する若者などを容易に犯罪の道に引き入れる手段として社会問題化しています。

次に、区内の刑法犯検挙人員における再犯者の状況等を見ると、国や東京都内で示す傾向と同様に、検挙人員に占める割合は、やや増加の傾向を示しています。

こうした状況を改善していくためには、地域団体や警察等の関係機関、関係事業者等と連携し、港区内の再犯の状況を分析の上、犯罪被害に遭わないための対策の強化を図るほか安易に犯罪に手を染めさせないための取組・環境づくりが必要です。

また、再犯防止においては、犯罪から立ち直ろうとしている本人への支援とともに、その支援に大きな役割を担っている保護司会等の活動環境を整えることもまた重要です。

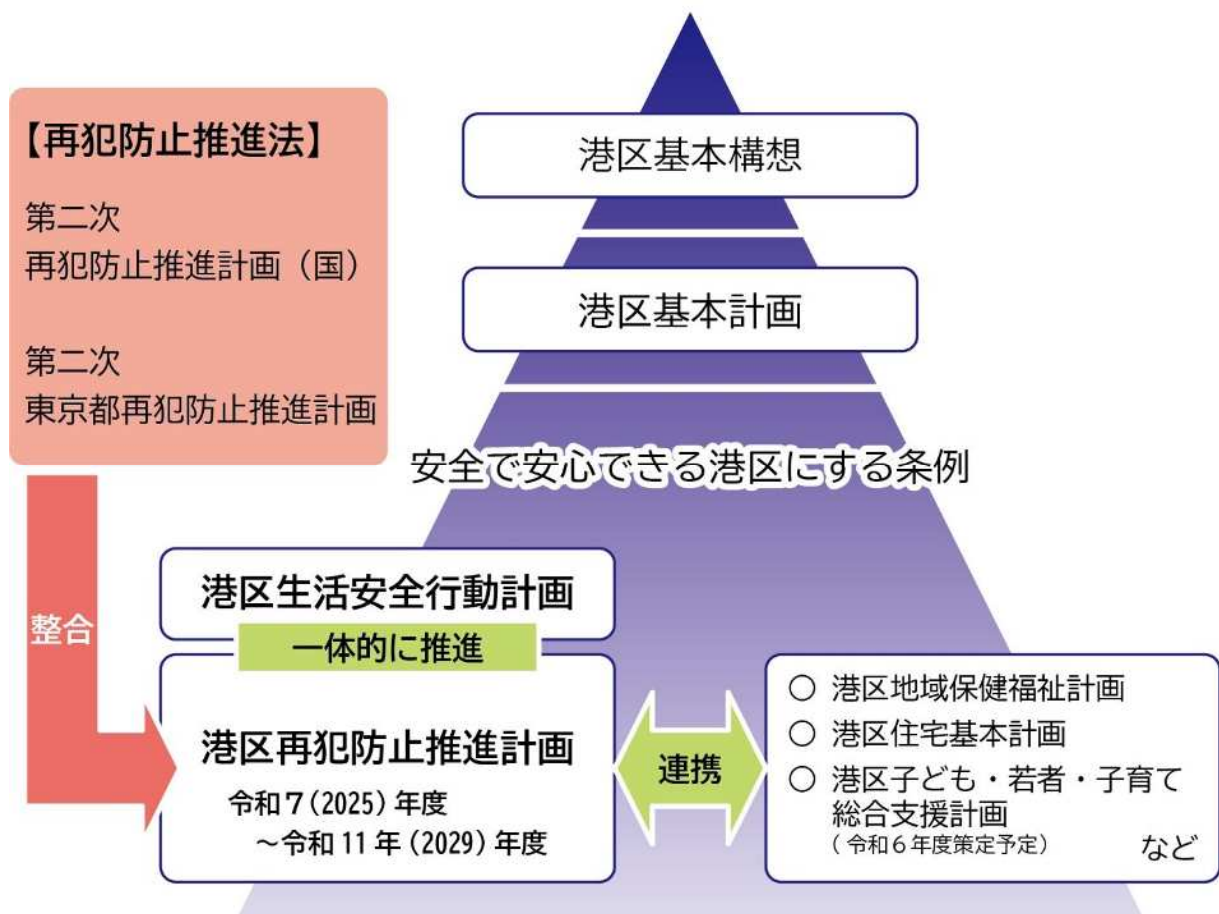
以上を踏まえ、再び犯罪に手を染めさせない環境づくりと犯罪をした者等の更生を支援する施策の推進によって再犯を防止し、港区の更なる安全・安心を確保することを目的として、本計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

「港区再犯防止推進計画（以下、「本計画」という。）」は、「安全で安心できる港区」を実現するため、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国の「第二次再犯防止推進計画」や「第二次東京都再犯防止推進計画」と整合を図ります。

本計画の策定にあたっては、上位計画である「港区基本計画」や、「港区生活安全行動計画」「港区地域保健福祉計画」等と連携を図ります。

【図表1-1】港区再犯防止推進計画の位置付け



## 【参考】再犯の防止等の推進に関する法律（抄）

### （目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

### （国等の責務）

第4条（第1項略）

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （再犯防止推進計画）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

### （地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## 3 計画の期間

再犯防止推進法では、「政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされており、「再犯防止推進計画」の計画期間は5年間で、「東京都再犯防止推進計画」も5年の計画となっています。

国や都の計画策定状況に対応し、検討を行うため、本計画も、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間の計画として策定します。

計画策定後は、取組の進捗を定期的に評価し、再犯防止推進連絡会議の意見を踏まえて、中間年となる令和8(2026)年度に、必要な見直しを行います。



## 4 計画に基づく再犯防止施策の対象者

計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」に加えて「犯罪からの立ち直りを支援する者」とします。

## 5 計画の策定体制

### (1) 区民参画組織：港区生活安全行動計画・再犯防止推進計画策定会議

---

構成員：学識経験者（弁護士）、区民（保護司、民生委員・児童委員、更生保護女性会）、事業者（社会福祉協議会）、関係行政機関（警察）、区職員（防災危機管理室）

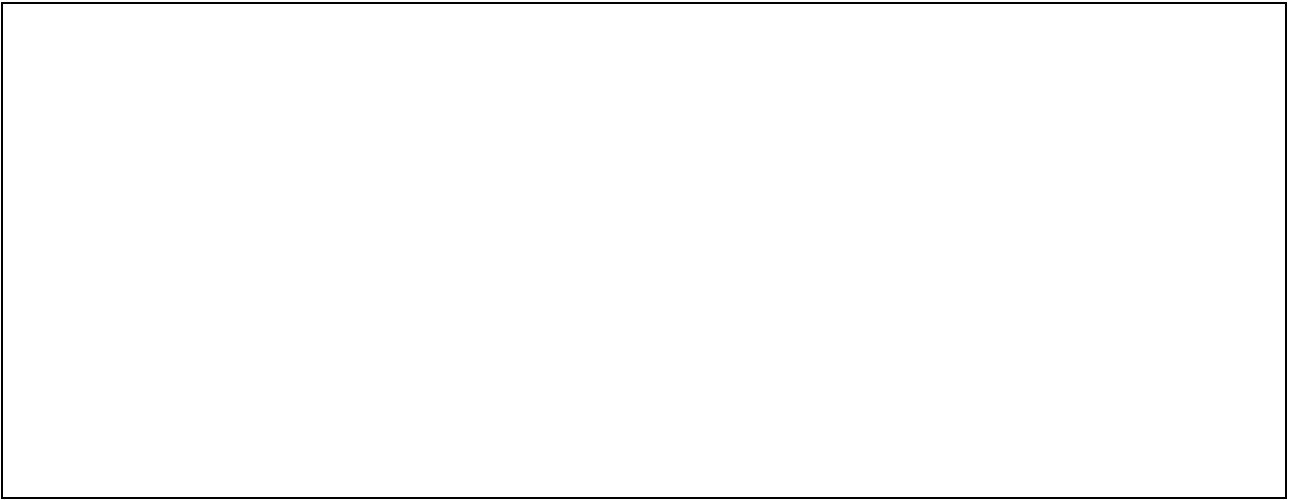
### (2) 庁内検討組織：港区生活安全施策推進検討会

---

構成員：防災危機管理室長、各地区総合支所協働推進課長、高齢者支援課長、子ども政策課長、教育指導担当課長

臨時委員：保健福祉課長、障害者福祉課長、生活福祉調整課長、子ども若者支援課長

【コラム】 罫バイトなどに関するコラム



## 第2章 再犯防止を取り巻く状況等

---

## 第2章 再犯防止を取り巻く状況等

### 1 国及び東京都の取組

#### (1) 国の再犯防止推進計画

国は、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組みが重要であるとの認識のもと、平成28(2016)年12月に「再犯防止推進法」を制定、平成29(2017)年12月に「第一次再犯防止推進計画」、令和5(2023)年3月に「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しました。

「第二次再犯防止推進計画」では、5つの基本方針の下、7つの重点課題が設定されています。

##### 【参考】国の計画における5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

##### 【参考】重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

## (2) 東京都の再犯防止推進計画

東京都は、再犯防止推進法の趣旨や、誰もが社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も踏まえ、令和元(2019)年7月に「東京都再犯防止推進計画(第一次)」を策定しました。その後、令和6(2024)年3月に、第一次計画に基づく取組の検証を踏まえるとともに、都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、第二次計画を策定しました。

### 【参考】基本的な方向性

- ① 東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体による更なる連携強化
- ② 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供
- ③ 住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現

### 【参考】主な取組

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- 6 再犯防止に向けた連携体制の強化等

## 2 区内の再犯者の状況等

### (1) 国及び東京都の刑法犯認知件数、刑法犯検挙人員の推移

刑法犯認知件数は、全国、東京都とも平成 14（2002）年をピークに減少を続けていましたが、令和 4（2022）年に増加に転じました。また、刑法犯検挙人員の推移を見ると、全国の検挙人員は平成 17（2005）年以降一貫して減少していましたが、令和 5（2023）年に増加に転じ、東京都内の検挙人員についても同様に、平成 18（2006）年から減少していた検挙人員が令和 5（2023）年に増加しました。

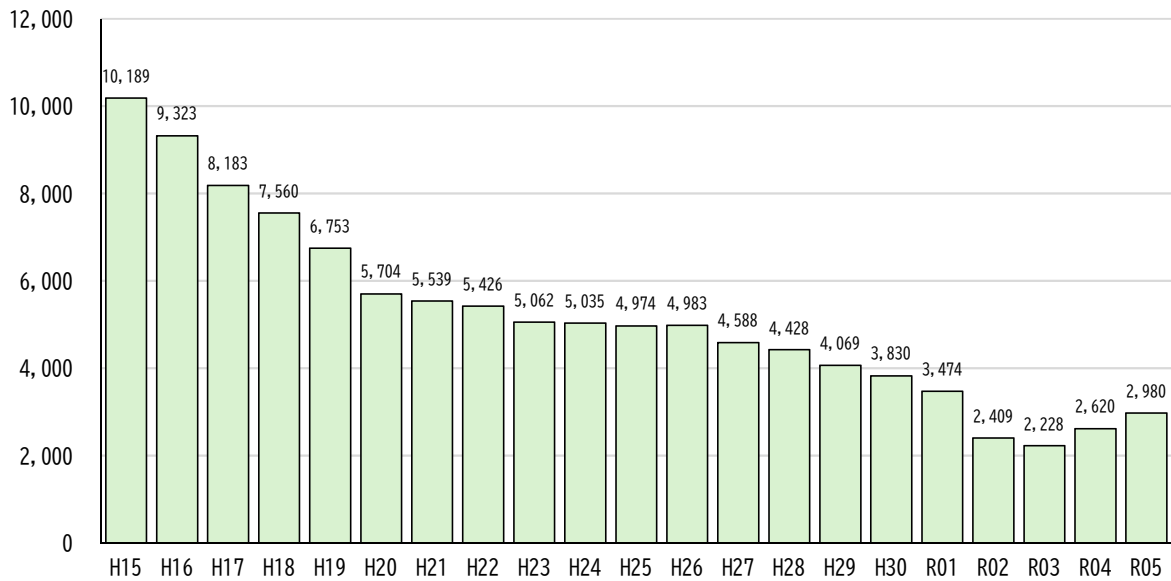
【図表 2 - 1】 刑法犯認知件数及び刑法犯検挙人員の推移（全国・東京都）

	全国		東京都	
	刑法犯 認知件数 (件)	刑法犯 検挙人員 (人)	刑法犯 認知件数 (件)	刑法犯 検挙人員 (人)
平成 12(2000)年	2,443,470	309,649	291,371	46,562
平成 13(2001)年	2,735,612	325,292	292,579	47,026
平成 14(2002)年	<b>2,853,739</b>	347,558	<b>301,913</b>	47,828
平成 15(2003)年	2,790,136	379,602	299,406	54,280
平成 16(2004)年	2,562,767	<b>389,027</b>	283,326	57,612
平成 17(2005)年	2,269,293	386,955	253,912	<b>58,837</b>
平成 18(2006)年	2,050,850	384,250	244,611	58,775
平成 19(2007)年	1,908,836	365,577	228,805	53,702
平成 20(2008)年	1,826,500	339,752	212,152	46,784
平成 21(2009)年	1,713,832	332,888	205,708	46,716
平成 22(2010)年	1,604,019	322,620	195,970	44,548
平成 23(2011)年	1,502,951	305,631	186,432	40,065
平成 24(2012)年	1,403,167	287,021	172,385	38,848
平成 25(2013)年	1,314,140	262,486	162,557	34,969
平成 26(2014)年	1,212,163	251,115	160,120	32,651
平成 27(2015)年	1,098,969	239,355	148,182	32,627
平成 28(2016)年	996,120	226,376	134,619	31,044
平成 29(2017)年	915,042	215,003	125,251	28,530
平成 30(2018)年	817,338	206,094	114,492	28,468
令和元(2019)年	748,559	192,607	104,664	24,902
令和 2 (2020)年	614,231	182,582	82,764	23,271
令和 3 (2021)年	568,104	175,041	75,288	21,026
令和 4 (2022)年	601,331	169,409	78,475	20,911
令和 5 (2023)年	703,351	183,269	89,098	21,968

## (2) 区内の刑法犯認知件数、刑法犯検挙人員の推移

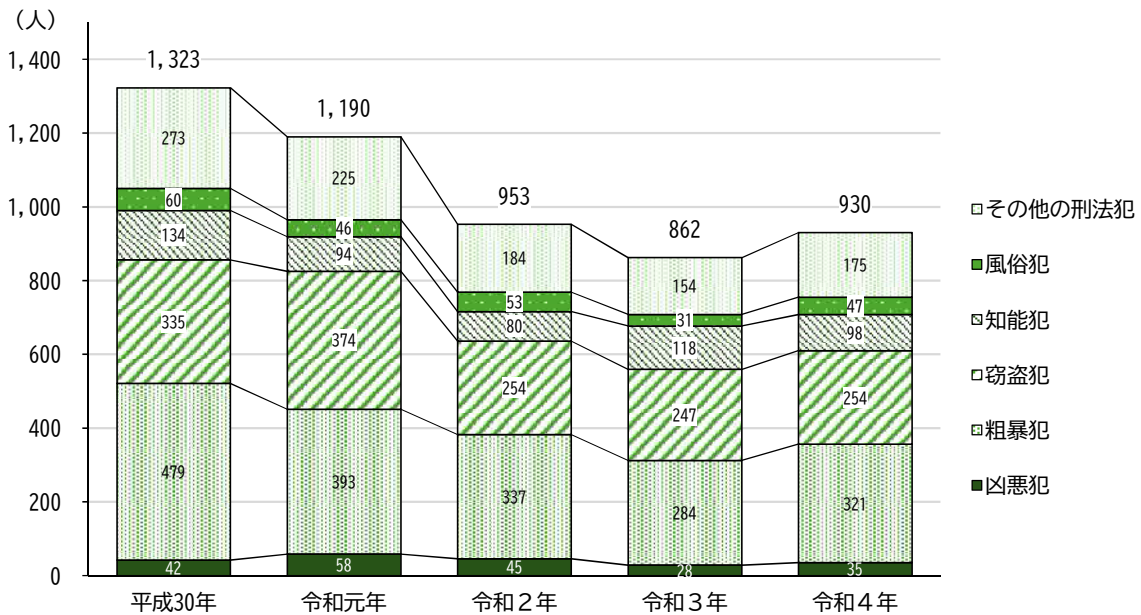
区内の刑法犯認知件数は、平成 15(2003)年の 10,189 件をピークに減少傾向が続き、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や行動制限等の影響が大きかった令和 3(2021)年が最少となりましたが、令和 4(2022)年からは増加に転じて、令和 5(2023)年には 2,980 件となり新型コロナウイルス感染症の感染拡大前、令和元(2019)年の水準まで戻りつつあります。これは、東京都内、全国的にも同様の傾向を示しています。

【図表 2 - 2】 刑法犯認知件数の推移 (港区)



区内の刑法犯検挙人員は令和4(2022)年から増加となり、罪種別の内訳は、過去5年とも、粗暴犯が最も多くなっています。

【図表2-3】区内の刑法犯検挙人員※の推移（刑法犯犯罪種別・港区）



■ 風俗犯（公然わいせつ等）、知能犯（詐欺等）、窃盗犯（侵入窃盗等）、粗暴犯（暴行等）、凶悪犯（強盗等）

※ 検挙人員：区内警察署が検挙した人数

資料：法務省提供数値

【図表2-4】区内の刑法犯検挙人員※の推移（港区）

	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
刑法犯総数	1,323	1,190	953	862	930
うち) 凶悪犯	42	58	45	28	35
うち) 粗暴犯	479	393	337	284	321
うち) 窃盗犯	335	374	254	247	254
うち) 知能犯	134	94	80	118	98
うち) 風俗犯	60	46	53	31	47
うち) その他の刑法犯	273	225	184	154	175

■ 風俗犯（公然わいせつ等）、知能犯（詐欺等）、窃盗犯（侵入窃盗等）、粗暴犯（暴行等）、凶悪犯（強盗等）

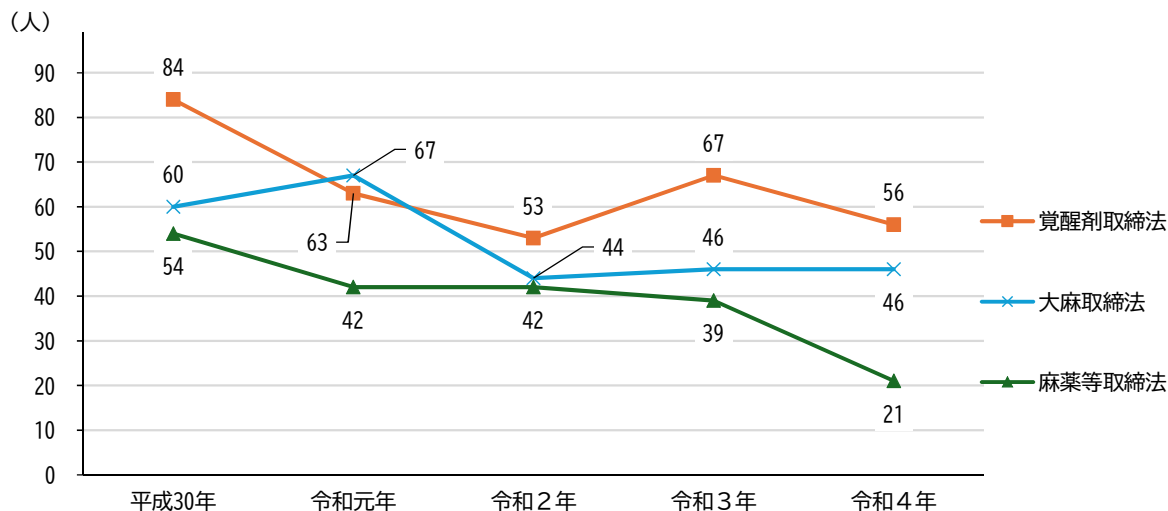
※ 検挙人員：区内警察署が検挙した人数

資料：法務省提供数値



区内の薬物犯罪による検挙人員は、全体的に減少傾向となっているなか、大麻取締法による検挙人員は横ばいとなっています。

【図表 2 - 5】主な薬物犯罪の検挙人員※の推移（港区）



※ 検挙人員：区内警察署が検挙した人数

資料：法務省提供数値

【図表 2 - 6】主な薬物犯罪の検挙人員※の推移（港区）

	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年	令和 4 (2022)年
覚醒剤取締法	84	63	53	67	56
大麻取締法	60	67	44	46	46
麻薬等取締法	54	42	42	39	21
計	198	172	139	152	123

■ 覚醒剤取締法：覚醒剤取締法は、覚醒剤の乱用による保健衛生上の危害を防止するため、覚醒剤及び覚醒剤原料の輸出入・所持・製造・譲渡し・譲受け・使用に関して必要な取締りを行うことを目的とする法律。

■ 大麻取締法：大麻取締法は、大麻の用途を学術研究及び繊維・種子の採取だけに限定し、大麻の取扱いを免許制とし、免許を有しない者による大麻の取扱いを禁止するとともに、違反行為を規定して罰則を設けた法律。

■ 麻薬取締法：麻薬取締法は、麻薬及び向精神薬の輸出入、製造、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行うなどの措置を講ずることなどにより、麻薬及び向精神薬の乱用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする法律。

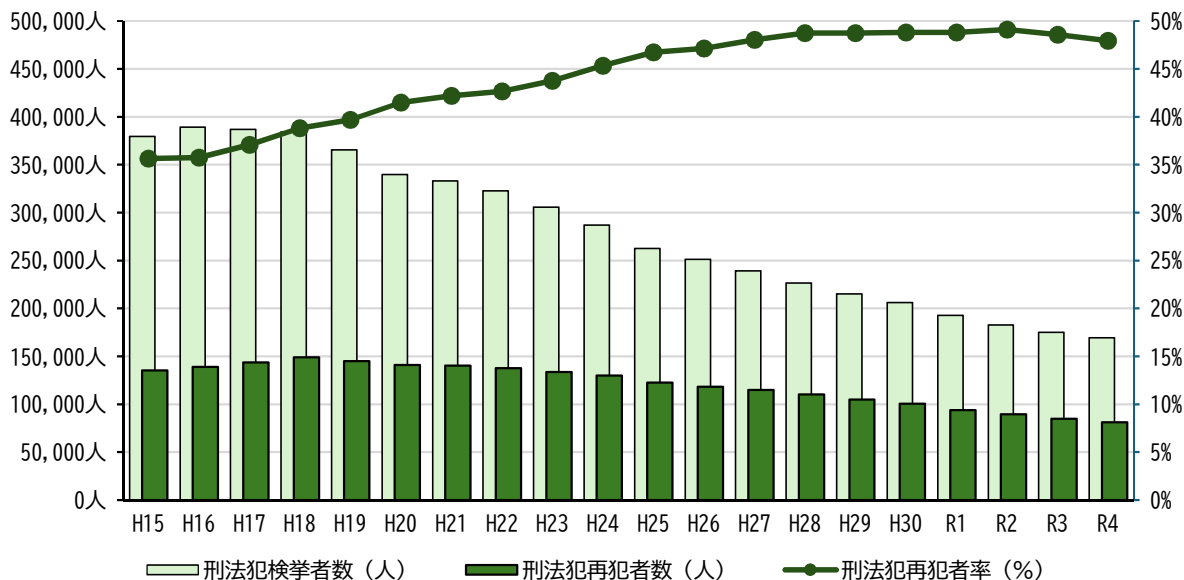
※ 検挙人員：区内警察署が検挙した人数

資料：法務省提供数値

### (3) 国、東京都の再犯者の状況

全国、東京都とも検挙人員における初犯者の減少に伴い、検挙人員における再犯者の割合が高くなっています。

【図表2-7】 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者の割合（全国）



注1 「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

注2 「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合をいう。

資料：令和5年版 再犯防止推進白書

【図表2-8】 刑法犯検挙人員中の初犯者数・再犯者数・再犯者の割合（東京都）

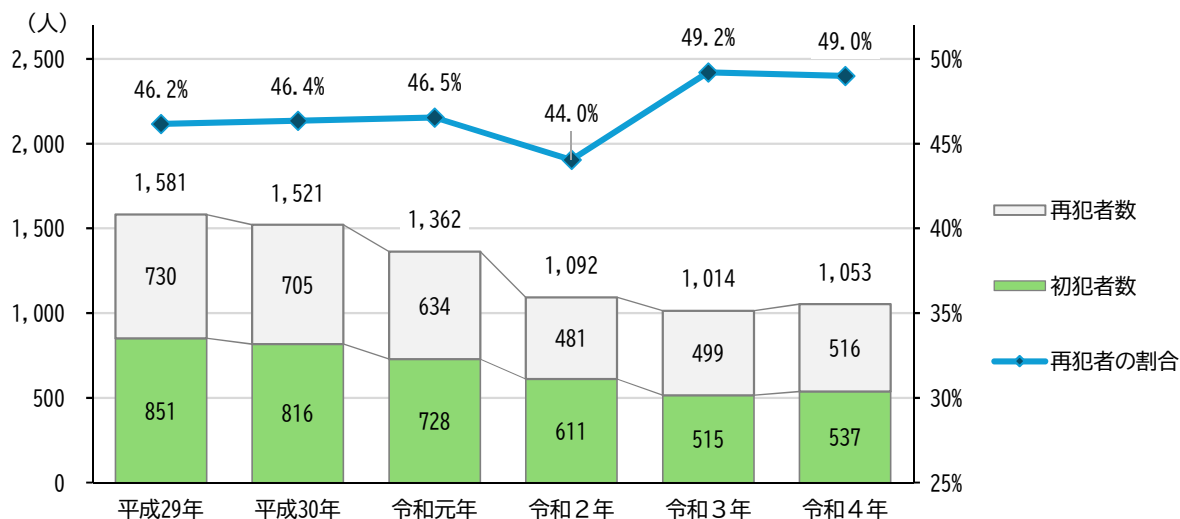
	刑法犯検挙人数(人)			再犯者の割合(%)
		初犯者(人)	再犯者(人)	
平成25(2013)年	34,969	18,525	16,444	47.0%
平成26(2014)年	32,651	17,124	15,527	47.6%
平成27(2015)年	32,627	16,983	15,644	47.9%
平成28(2016)年	31,044	16,248	14,796	47.7%
平成29(2017)年	28,530	14,918	13,612	47.7%
平成30(2018)年	28,468	14,776	13,692	48.1%
令和元(2019)年	24,902	12,661	12,241	49.2%
令和2(2020)年	23,271	11,767	11,504	49.4%
令和3(2021)年	21,026	10,479	10,547	50.2%
令和4(2022)年	20,911	10,524	10,387	49.7%

資料：第二次東京都再犯防止推進計画

#### (4) 区内の再犯者の状況

区内の検挙人員（区内警察署が検挙した人数）が減少傾向にある中で、再犯者の割合が年々高くなっており、令和4（2022）年の再犯者の割合は49.0%となっています。

【図表2-9】再犯者の割合の推移（港区）



【図表2-10】再犯者の割合の推移（港区）

	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年	令和 4 (2022)年
検挙人員※	1,581 人	1,521 人	1,362 人	1,092 人	1,014 人	1,053 人
初犯者数	851 人	816 人	728 人	611 人	515 人	537 人
再犯者数	730 人	705 人	634 人	481 人	499 人	516 人
再犯者数割合	46.2%	46.4%	46.5%	44.0%	49.2%	49.0%

※検挙人員：区内警察署が検挙した人数（刑法犯、覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法による検挙人員）

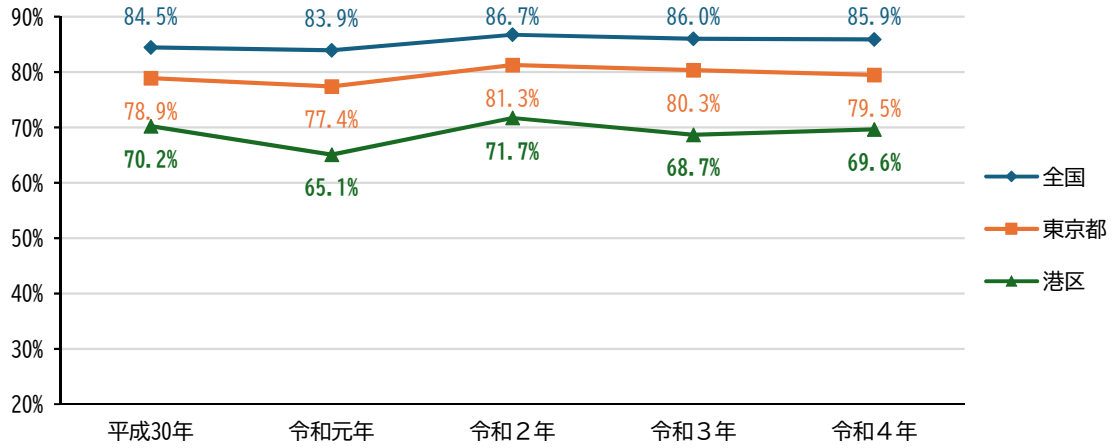
資料：法務省提供数値

【図表2-●】刑法犯検挙人員中の初犯者数・再犯者数・再犯者率（港区）

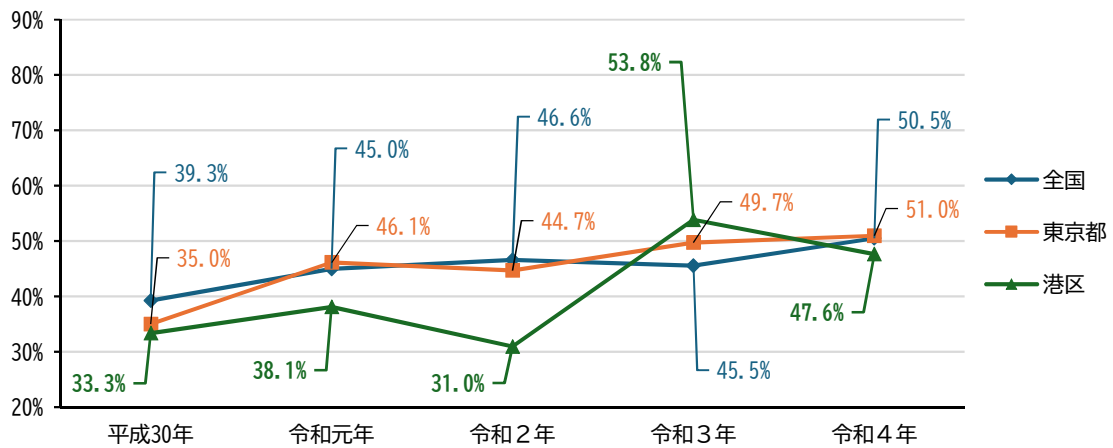


法務省提供の数値では、区内における大麻取締法の再犯者の割合が、国、東京都に比べて高くなっています。

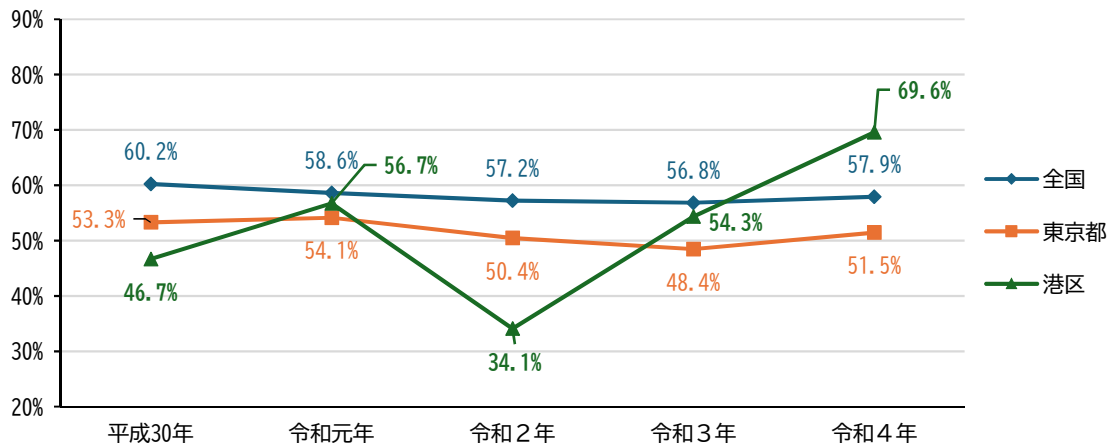
【図表 2 - 11】覚醒剤取締法の再犯者の割合の推移



【図表 2 - 12】麻薬等取締法の再犯者の割合の推移



【図表 2 - 13】大麻取締法の再犯者の割合の推移



資料：法務省提供数値

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

港区において、再犯防止を推進するために、区内の再犯の状況を分析し、特性に応じた場所や対象に向けて対策を行います。

防犯の取組を推進するとともに、犯罪からの立ち直りを支援する保護司等の活動が、円滑に進むよう支援を行います。

また、再犯防止の推進には、犯罪をした者等が、安易に繰り返し犯罪に手を出さないよう、安定した生活基盤を築けることが重要です。生活に困窮している、住むところが無いなど、安定した生活基盤を構築するための支援が必要な人を、福祉に関する各種サービスにつなげる取組を行います。

「港区再犯防止推進計画」では、2つの基本方針を設定し、基本方針に沿った5つの再犯防止施策を推進し、誰もが安全で安心して暮らせる港区をめざします。

#### 基本方針1 再び犯罪に手を染めさせない環境づくり

いわゆる「闇バイト」に関連する対策のほか、区内における再犯率の高い犯罪に焦点をあてた対策も実施します。また、犯罪をした者等の立ち直り支援にあたる民間団体等の活動を促進するための取組を進めます。

#### 基本方針2 犯罪をした者等の更生を支援する施策の推進

犯罪をした者等が、再び犯罪を繰り返すことなく、立ち直り、安定した生活を送れるようにするためにも、就労や住居の確保、若者の居場所づくり、教育の支援など、必要な支援策を実施します。

#### 基本方針1 再び犯罪に手を染めさせない環境づくり

施策1) 再犯防止に着目した防犯対策の推進

施策2) 民間協力者の活動の促進

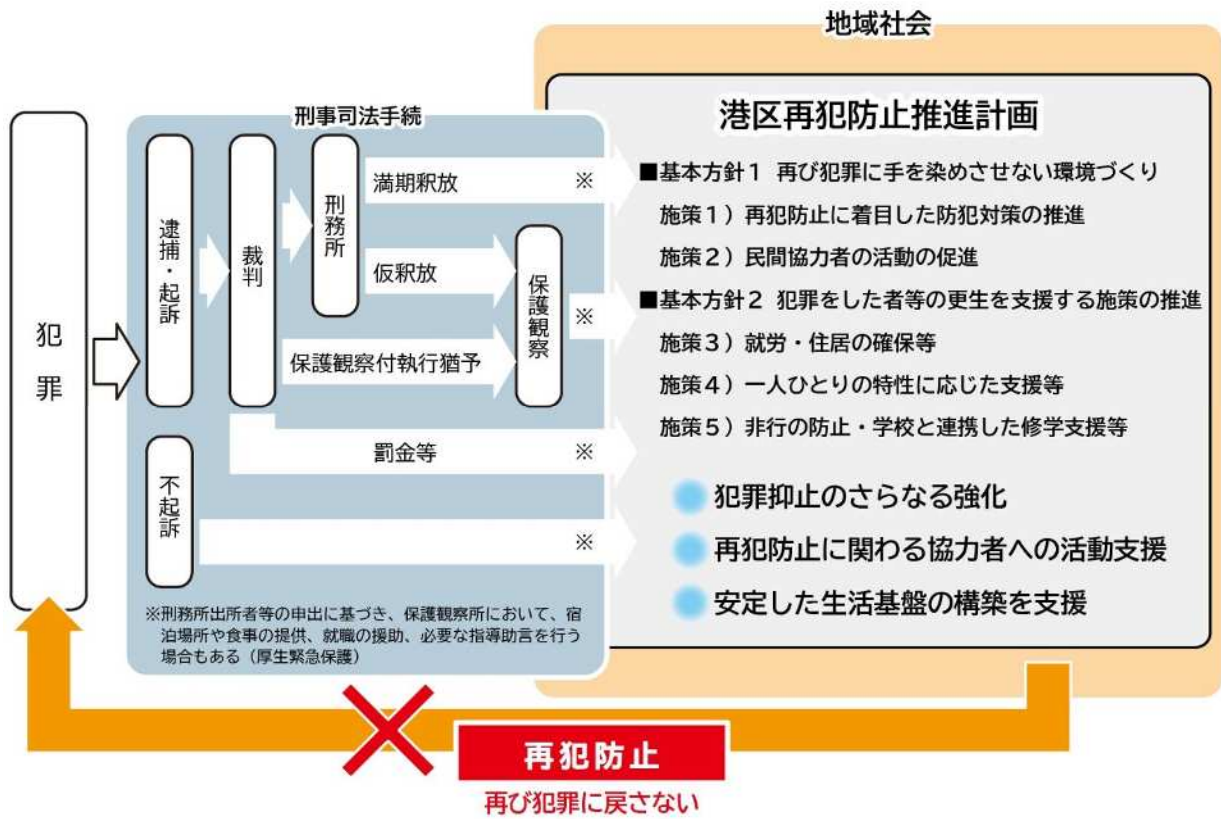
#### 基本方針2 犯罪をした者等の更生を支援する施策の推進

施策3) 就労・住居の確保等

施策4) 一人ひとりの特性に応じた支援等

施策5) 非行の防止・学校と連携した修学支援等

【図表3-1】再犯防止に向けた港区の取組イメージ



資料：法務省資料を参考に作成

## 基本方針 1 施策 1) 再犯防止に着目した防犯対策の推進

区内の再犯者の状況で特徴的な事例として、大麻取締法による検挙者における再犯者の割合の高さが挙げられます。

大麻による検挙は、麻布警察署の検挙件数が区内全体の約半数を占め、再犯者の割合も高くなっているなどの特徴があります。

また、大麻取締法による検挙人員について年齢層別すると、20～29歳が大半を占めています。

【図表 3 - 2】警察署ごとの大麻取締法による検挙人員及び再犯者数

	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年	令和 4 (2022)年
愛宕	4 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
三田	3 (0)	2 (2)	9 (1)	4 (1)	2 (1)
高輪	4 (3)	2 (2)	2 (0)	3 (2)	8 (4)
<b>麻布</b>	<b>33 (16)</b>	<b>38 (21)</b>	<b>18 (6)</b>	<b>23 (14)</b>	<b>22 (18)</b>
赤坂	11 (6)	12 (4)	8 (5)	4 (2)	6 (4)
東京湾岸	5 (2)	12 (8)	7 (3)	10 (5)	8 (5)
計	60 (28)	67 (38)	44 (15)	46 (25)	46 (32)

■( )内は、検挙人員のうち再犯者数を示す。

【図表 3 - 3】年齢層別の大麻取締法による検挙人員

	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年	令和 4 (2022)年
<b>20～29 歳</b>	<b>27</b>	<b>42</b>	<b>29</b>	<b>29</b>	<b>29</b>
30～39 歳	17	13	12	9	14
40～49 歳	12	7	3	8	3
50～59 歳	4	5	0	0	0
60～64 歳	0	0	0	0	0
65 歳以上	0	0	0	0	0
計	60	67	44	46	46



また、令和4(2022)年の区内の警察署ごとの刑法犯検挙人員をみると、麻布警察署と愛宕警察署の粗暴犯の件数が多く、再犯者の割合も高くなっているなどの特徴があります。それぞれの事例において再犯防止の視点から特性に応じた防犯の取組を行います。

【図表3-4】警察署ごとの刑法犯(粗暴犯)検挙人員及び再犯者数

	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
愛宕	79 (40)	64 (22)	58 (27)	41 (17)	64 (32)
三田	49 (16)	52 (19)	49 (11)	40 (14)	28 (15)
高輪	75 (28)	66 (28)	38 (10)	26 (9)	34 (10)
麻布	180 (93)	118 (57)	111 (56)	105 (53)	119 (65)
赤坂	56 (24)	45 (25)	45 (17)	37 (15)	34 (13)
東京湾岸	40 (16)	48 (13)	36 (22)	35 (17)	42 (19)
計	479 (217)	393 (164)	337 (143)	284 (125)	321 (154)

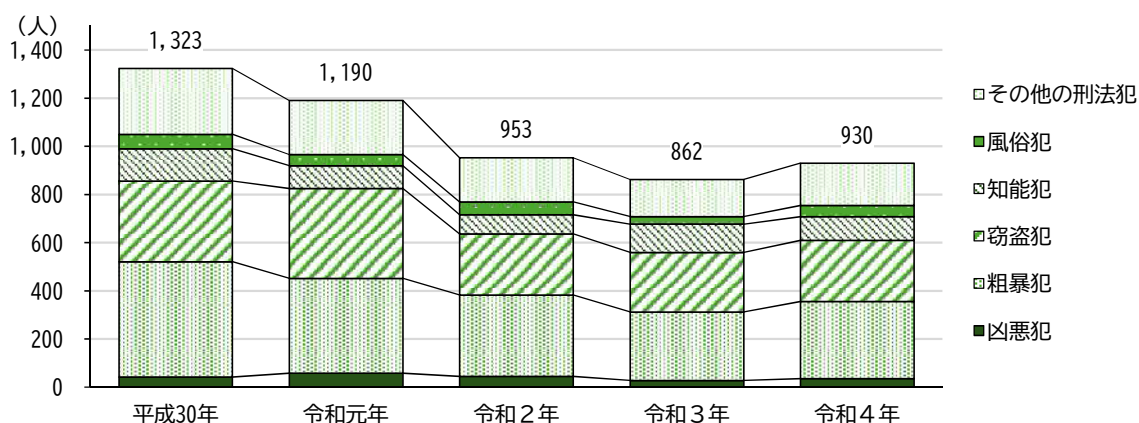
■( )内は、検挙人員のうち再犯者数を示す。

【図表3-5】警察署ごとの刑法犯(窃盗犯)検挙人員及び再犯者数

	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
愛宕	46 (19)	49 (30)	31 (21)	40 (27)	28 (18)
三田	42 (20)	61 (30)	40 (19)	35 (13)	36 (15)
高輪	32 (16)	47 (18)	41 (17)	25 (12)	26 (14)
麻布	88 (43)	93 (43)	58 (28)	48 (21)	45 (21)
赤坂	53 (30)	63 (29)	48 (23)	48 (24)	63 (26)
東京湾岸	74 (35)	61 (34)	36 (23)	51 (26)	56 (31)
計	335 (163)	374 (184)	254 (131)	247 (123)	254 (125)

■( )内は、検挙人員のうち再犯者数を示す。

再掲：【図表2-3】区内の刑法犯検挙人員※の推移(刑法犯犯罪種別・港区)



※ 検挙人員：区内警察署が検挙した人数

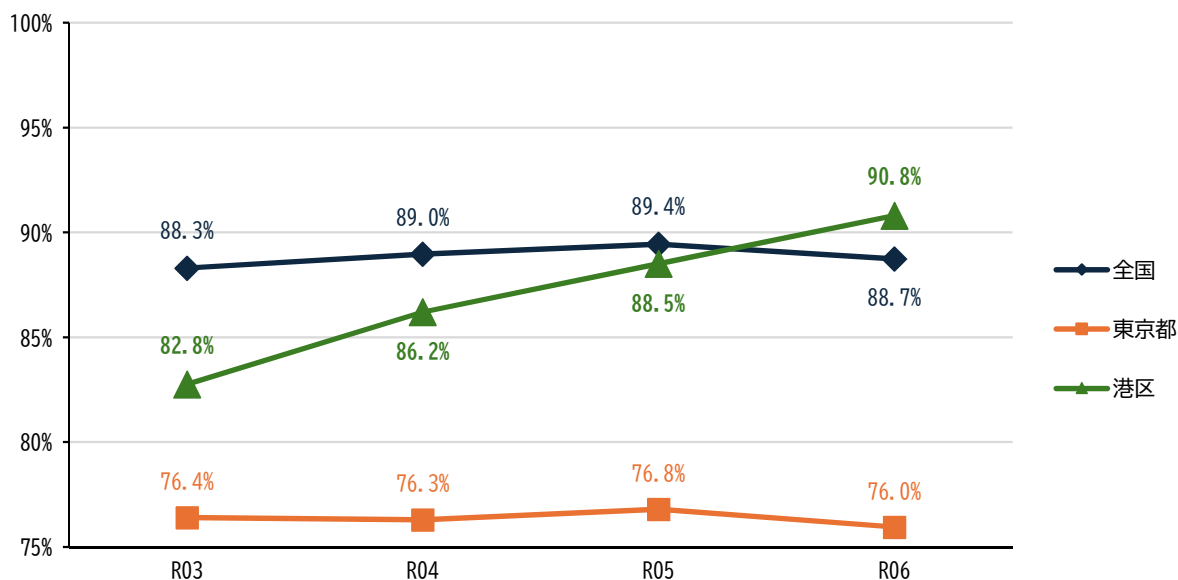
資料：法務省提供数値

## 基本方針1 施策2) 民間協力者の活動の促進

再犯防止推進計画策定会議の中では、実際に再犯防止に向けた立ち直りに関わっている委員から「初めに相談すべき窓口がわからない」「各部門の連携が必要だと感じる」という意見が出されました。立ち直りを支援する保護司等が支援活動をしやすくなるよう、初動体制を構築し取組を推進します。

港区の保護司充足率は、全国・東京都の平均を上回っている状況です。

【図表3-6】保護司の充足率の推移（全国・東京都・港区）



【図表3-7】保護司の現員数・定数・充足率（全国・東京都・港区）

		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
全国	現員数	46,358	46,705	46,956	46,584
	定数	52,500	52,500	52,500	52,500
	充足率	88.3%	89.0%	89.4%	88.7%
東京都	現員数	3,343	3,338	3,360	3,323
	定数	4,375	4,375	4,375	4,375
	充足率	76.4%	76.3%	76.8%	76.0%
港区	現員数	72	75	77	79
	定数	87	87	87	87
	充足率	82.8%	86.2%	88.5%	90.8%

■全国及び東京都は各年1月1日時点、港区は各年4月1日時点。

## 基本方針2 施策3) 就労・住居の確保等

国の第二次再犯防止推進計画では「適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえる。」とされています。

また、法務省の統計によると、刑務所出所時に「帰住先がない者※」の数及びその割合は、全国と比較して東京都の数値がかなり高くなっています。

港区再犯防止推進計画策定会議の委員からも、適切な帰住先の確保が重要であるとの意見が出ていることから、就労・住居の確保等を支援し、立ち直りに向けて安定した生活基盤の構築ができるよう各施策を推進します。

※ 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のものである者などを含む。

【図表3-8】刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合（全国及び東京都）

	刑務所出所人員		刑務所出所時に帰住先がない者		刑務所出所時に帰住先がない者の割合	
	全国	東京都	全国	東京都	全国	東京都
平成28(2016)年	22,947	1,426	4,739	438	20.7%	30.7%
平成29(2017)年	22,025	1,392	3,890	311	17.7%	22.3%
平成30(2018)年	21,060	1,335	3,628	325	17.2%	24.3%
令和元(2019)年	19,993	1,334	3,380	352	16.9%	26.4%
令和2(2020)年	18,931	1,220	3,266	372	17.3%	30.5%
令和3(2021)年	17,809	1,241	2,844	342	16.0%	27.6%
令和4(2022)年	17,143	1,066	2,678	281	15.6%	26.4%
令和5(2023)年	16,233	1,087	2,591	437	16.0%	40.2%

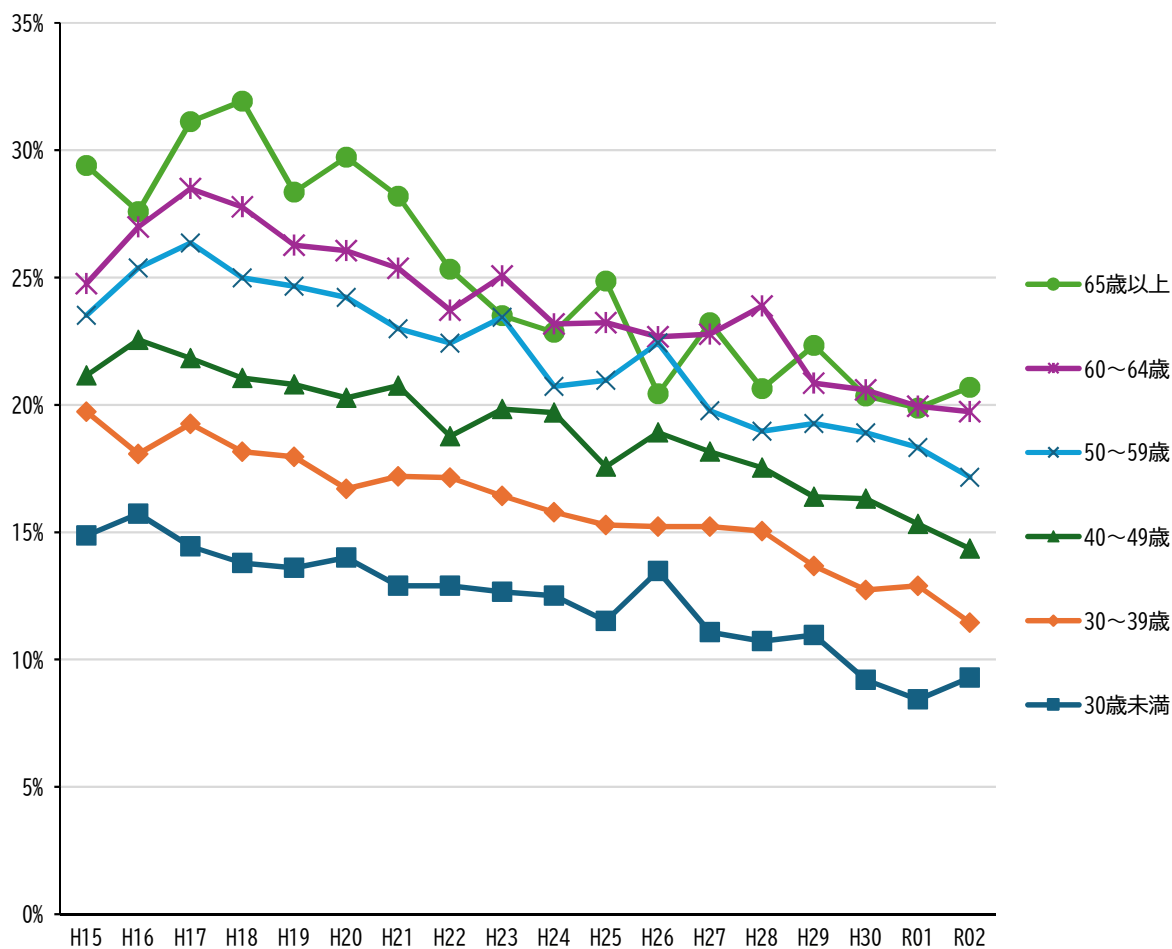
## 基本方針2 施策4) 一人ひとりの特性に応じた支援等

国の第二次再犯防止推進計画では「高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高くなっている。」とされています。

法務省の統計資料で、各年の出所受刑者について、2年以内再入率を年齢層別に見ると、年齢層が高くなるほど、割合が高くなっています。

策定会議では、「再犯防止の推進については、高齢者支援の充実が必要である」との意見も出ました。高齢者や障害者を含めて誰もが安心して暮らし続けられる社会づくりに取り組みます。

【図表3-9】年齢層別出所受刑者の2年以内再入率の推移（国）



## 基本方針2 施策5) 非行の防止・学校と連携した修学支援等

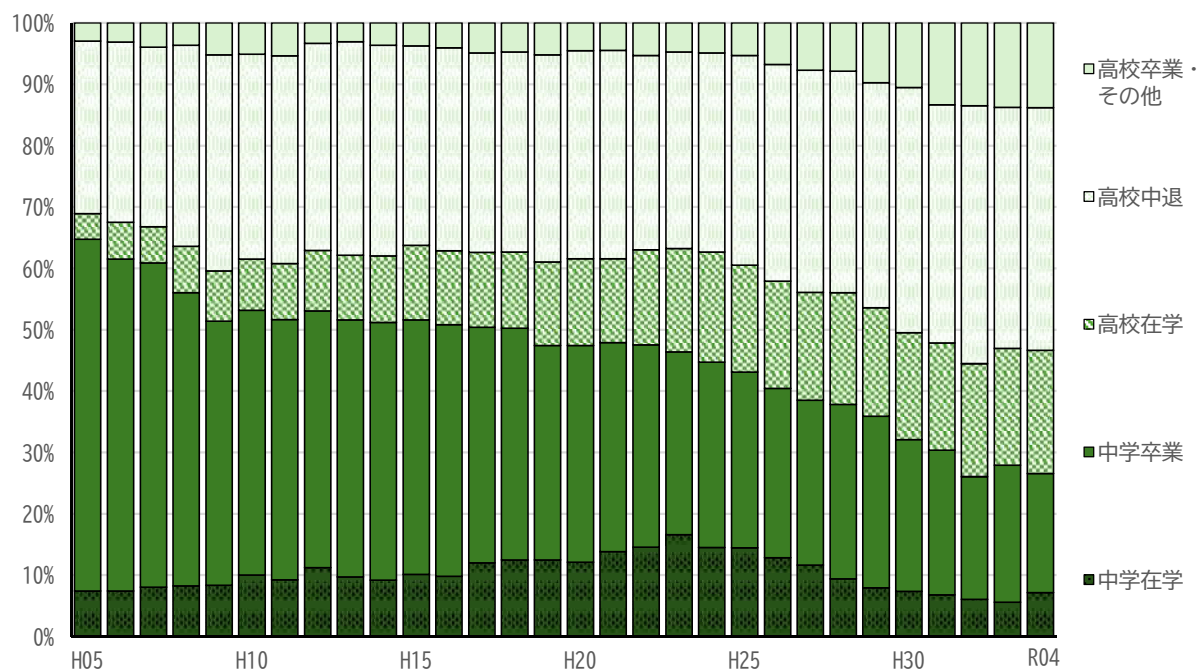
国の第二次再犯防止推進計画では「我が国の高等学校への進学率は、98.8%である一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退している。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退している状況にある。」とされています。

進学や就職を選択するためのサポートを行うことで、子どもや若者の非行の予防に取り組めます。

一方で、令和5(2023)年に実施した「生活安全に関する区民アンケート」では、被害に遭いそうだと不安に感じる犯罪・行為の2位に「子ども、女性などへの声掛け」があげられています。

次世代の子どもたちが、犯罪の被害に遭わないための防犯意識の啓発にも取り組めます。

【図表3-10】少年院入院者教育程度別構成比の推移（国）



注1 法務総合研究所の調査による。

注2 少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。

注3 教育程度は、非行時における最終学歴又は就学状況である。

資料：令和5年版 犯罪白書

## 2 計画の実施に向けて

区は、全ての計画において、国際的なコンセンサスであるSDGsの理念との整合を図り、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざした施策を推進しています。

「港区再犯防止推進計画」においても、この方針に基づき、SDGsの目標を踏まえて、関連する取組を着実に実施していきます。

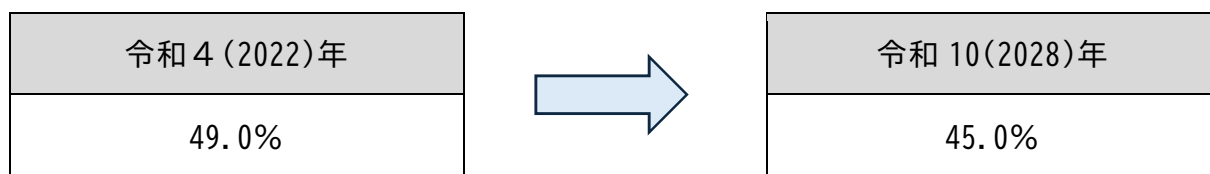


## 3 計画の推進によりめざす成果の指標

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度を計画期間とする、港区生活安全行動計画では、計画の推進によりめざす成果の指標として、計画策定時に実施する「生活安全に関する区民アンケート」において、居住地区の治安の変化、犯罪被害への不安感、の数値が向上すること（体感治安の向上）をあげています。

安全で安心できる港区の実現に向けて、犯罪そのものの件数を減らす取組を推進し、あわせて、平成29(2017)年の区内の検挙人数における再犯者の割合が46.2%であったため、その値を目標値とし、検挙人員の半数を占めている再犯者の割合の減少をめざします。

### ■区内の検挙人員における再犯者の割合



注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。

2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

## 4 計画の推進

本計画については、関連計画と連携しながら取組を推進していくこととし、特に、港区生活安全行動計画については具体的な取組で重なる部分もあることから、今後、同計画への統合も視野に入れ、検討を進めていくこととします。

## 第4章 再犯防止に関連する具体的な取組

---

## 第4章 再犯防止に関連する具体的な取組

### 基本方針1 施策1) 再犯防止に着目した防犯対策の推進

番号	主な取組	新規・拡充	本編ページ
01-01	再犯をさせない取組・事業者等との連携	新規	35
01-02	再犯被害を防ぐ取組・区民防犯研修会	新規	35
01-03	特殊詐欺対策		36
01-04	住まいの防犯対策助成事業		37
01-05	共同住宅防犯対策助成事業		38
01-06	迷惑行為対策防犯カメラ貸与事業		38
01-07	青色防犯パトロール		39
01-08	客引き防止プロジェクト		40

### 基本方針1 施策2) 民間協力者の活動の促進

番号	主な取組	新規・拡充	本編ページ
02-01	港区再犯防止推進連絡会議	新規	42
02-02	再犯防止の推進に関わる相談窓口	新規	42
02-03	再犯防止の推進に関する広報活動	新規	43
02-04	保護司の活動支援		43
02-05	社会を明るくする運動の支援		44
02-06	民生委員・児童委員の活動支援		45
02-07	社会福祉法人港区社会福祉協議会の支援		46
02-08	東京都薬物乱用防止推進港区協議会（略称：薬防協）		46

### 基本方針2 施策3) 就労・住居の確保等

番号	主な取組	新規・拡充	本編ページ
03-01	自立相談支援事業		48
03-02	就労支援事業		48
03-03	就労準備支援事業		48
03-04	家計改善支援事業		49
03-05	サービス付き高齢者向け住宅の供給		49
03-06	ケアハウスの供給		49
03-07	高齢者集合住宅の供給		50
03-08	住居確保給付金		50
03-09	区営住宅の管理運営		50
03-10	民間賃貸住宅入居支援	拡充	51



## 基本方針２ 施策４）一人ひとりの特性に応じた支援等

番号	主な取組	新規・拡充	本編ページ
04-01	ひとり暮らし等高齢者の見守り体制及び生活支援の推進体制の充実		53
04-02	障害者福祉サービス相談		53
04-03	障害者各種手当の相談		53
04-04	一般健康相談		54
04-05	自立支援医療（精神通院医療）		54
04-06	地域包括ケアの推進体制の充実		54
04-07	福祉総合窓口事業		55
04-08	重層的支援体制整備事業の実施	拡充	55
04-09	こころの健康相談（精神保健福祉相談）		55
04-10	高齢者相談センター（地域包括支援センター）による相談		56
04-11	障害者基幹相談支援センター等による相談		56
04-12	DV加害者更生プログラム利用助成事業		56

## 基本方針２ 施策５）非行の防止・学校と連携した修学支援等

番号	主な取組	新規・拡充	本編ページ
05-01	セーフティ教室の実施（非行・犯罪被害防止の学習及び意見交換会）		58
05-02	警察との連携事業		58
05-03	港区青少年対策地区委員会		59
05-04	高校生世代が一人で過ごせる居場所づくり	新規	59
05-05	学習支援事業（中学生）		59
05-06	学習支援事業（高校生）		60

【新規】令和７（2025）年度以降に開始する新たな取組

【拡充】令和７（2025）年度以降に対象や実施内容などを拡充する取組

# 1 再犯防止に着目した防犯対策の推進

安全・安心なまちづくり、再犯防止推進の活動を一層推進するため、関係団体が連携できる仕組みを作り、活動を広報していきます。また、計画の目標である再犯者数の減少にむけて、防犯の取組を一層推進します。

番号	主な取組	新規／拡充
01-01	再犯をさせない取組・事業者等との連携	新規
01-02	再犯被害を防ぐ取組・区民防犯研修会	新規
01-03	特殊詐欺対策	
01-04	住まいの防犯対策助成事業	
01-05	共同住宅防犯対策助成事業	
01-06	迷惑行為対策防犯カメラ貸与事業	
01-07	青色防犯パトロール	
01-08	客引き防止プロジェクト	

関連する  
計画

港区生活安全行動計画  
(01-01、01-02、01-03、01-04、01-05、01-06、01-07、01-08)

## 01-01 再犯をさせない取組・事業者等との連携 【新規】

所管課：防災危機管理室

港区において、再犯者の割合が高い薬物犯罪を防止するため、繁華街や駅などで啓発を行います。また、現在、社会問題となっている闇バイトをきっかけとする犯罪についても安易に加担することがないように、事業者等と連携し、周知啓発を行います。

## 01-02 再犯被害を防ぐ取組・区民防犯研修会 【新規】

所管課：防災危機管理室

東京都や、区内警察署と連携し、区民防犯研修会を開催し、犯罪企図者から身を守る意識を高め、区内における犯罪そのものを減らす取組を行います。

令和6(2024)年の都内における特殊詐欺による被害金額は、過去最大の金額になる見通しで、被害の大半は犯人の電話を受けることから始まります。

一方で、令和6(2024)年7月に、65歳以上を対象に実施した「港区における特殊詐欺に関する実態把握アンケート調査(速報値)」では、区が実施する自動通話録音機の無償貸与事業について、固定電話所有者のうちの約60%が、知らないと回答しています。区内警察署や、金融機関など関係機関と連携し特殊詐欺対策を推進します。

**こんな怪しい電話**

港区保険課です。  
医療費の還付金があるので  
ATMですぐに  
手続きしてください・・・  
※これは詐欺!

犯人

**自動通話録音機**  
で**撃退**しませんか

**無料!**  
片手サイズ  
工事不要・設置簡単  
自動警告+録音  
設置直後から効果大

港区では区内の  
高齢者がいる世帯等に  
**無料**で貸与しています

詳しくは裏面をご覧ください

**POINT 1 自動で警告します**  
電話すべてに自動で警告音声を流します。犯人は声を録音されることを知るので、多くの場合撃退できます。

この電話は  
振り込め詐欺などの  
犯罪被害防止のため  
会話内容が自動録音されます...

**POINT 2 呼出音が鳴る前に警告します**  
警告音声を流した後で、呼出音が鳴り始めます。警告音声を聞いた犯人が電話を切れば、呼出音も鳴りません。

**POINT 3 通話を実際に録音します**  
不審な電話に出て相手と話をしてしまった場合に、会話内容を繰り返し再生できるので、通報やその後のご自身の防犯対策に役立てることもできます。

**設置イメージ**

※設置がご不安な方には無料で設置するサービスがあります。

**注意事項**

- お渡しできる台数に限りがあります。
- 利用料は無料ですが、年間数百円程度の電気料金がかかります。
- 養老会社などの非常通報装置を設置している等、ご自宅の電話の状況によって利用できない場合があります。ただし、港区の救急通報システムとの併用は可能です。詳しくはご相談ください。

お問合せ・お申込みは 港区 生活安全推進担当  
お電話で! 03-3578-2270

自動通話録音機チラシ

## 01-04 住まいの防犯対策助成事業

所管課：防災危機管理室

都内における令和5(2023)年の空き巣等の侵入口は、表出入り口が46.8%と最も多くなっています。関東近県での強盗事件の発生が相次ぐなど、住宅に対する防犯対策がより重要な状況です。補助錠、防犯フィルム、防犯カメラの設置等に対する費用の一部を助成し、住まいの防犯対策を推進します。

**住まいの防犯対策助成事業のご案内**

港区では、空き巣等による被害を防ぐための防犯対策に要した費用の一部を助成する「住まいの防犯対策助成事業」を行っています。

玄関への補助錠の取り付け  
窓への防犯フィルムの貼付  
センサー付アラームの取り付け  
防犯カメラ

**空き巣の手口**

空き巣は、本人等が不在の住宅内に侵入し、貴重品盗む行為です。犯人は、あらかじめ、入念に下見や探検を行い、扉や窓が十分でない住居を探してから、強行におよびます。住宅への侵入犯案の中でも多い手口です。マンションなどの集合住宅は、それぞれの部屋の構造や設備が異なるため、経験のある犯人にとっては、強行をしやすい場所となります。窓ですが、1層や2層だけでなく、入目につきにくい高層階での被害も発生しています。「高層階だから」「オートロックだから」と油断せず、防犯対策に努めましょう。

**知っていますか? 空き巣犯が侵入をあきらめる瞬間**

侵入にかかる時間が5分以上で約70%、10分以上では約90%の空き巣犯が侵入をあきらめると言われています。

住まいの防犯対策助成事業のご案内チラシ

## 01-05 共同住宅防犯対策助成事業

所管課：防災危機管理室

建物への侵入犯罪等の防止を図るため、区内の共同住宅の管理組合等又は所有者に対して、当該共同住宅の共用部分などへの防犯機器（防犯カメラシステム、センサー付きライト等）の新たな設置に要する費用の一部を助成します。

なお、より効果的な防犯対策とするため、助成対象者に対し、防犯アドバイザーなどの専門家による防犯診断を実施します。

助成を受けて機器を設置してから7年が経過した場合には、機器の更新費用について、再度、助成金の申請が可能です。

## 01-06 迷惑行為対策防犯カメラ貸与事業

所管課：防災危機管理室

落書きや不法投棄、たばこの吸い殻のポイ捨て等の迷惑行為を受けている、また、見慣れない不審な人が家の中を覗いていた、建物修理業者と名乗る人が訪ねてきた等の困りごとがある場合に、建物等の所有者等に、屋外に設置できる「防犯カメラ（トレイルカメラ）」を無償で貸与し、設置・撤去の費用も区が負担します。トレイルカメラは、電池式で、電源工事が不要なため短期間で防犯カメラとして設置することができます。

迷惑行為の撮影ができたことにより、問題が解決した等、効果があがっています。区内警察署とも連携し、色々なケースで効果が期待できるということを積極的に周知します。



防犯カメラステッカー



防犯カメラ設置の状況



## 01-07 青色防犯パトロール

所管課：防災危機管理室

犯罪の機会を未然に防止する目的で、青色防犯パトロール車両（青パト）により区内全域を24時間体制でパトロールします。また、特殊詐欺などの予兆と思われる電話がかかってきている地域では、注意喚起の呼びかけも行います。

これまでも、無人ATMで、携帯電話で会話しながらATMを操作していた高齢の女性に、声をかけて特殊詐欺の被害発生を防止した例があります。関係機関と連携しながら、効果的にパトロールを行っていきます。



青色防犯パトロール  
(六本木駅前)

## 01-08 客引き防止プロジェクト

所管課：防災危機管理室

港区には、都内有数の繁華街が複数あり、国内外から多くの方が訪れます。

外出自粛や行動制限がなくなり、来街者が増加する一方で「客引き行為」を行う者も増加傾向にあります。客引き行為は、条例違反であり、違反者への指導の際に氏名等を確認すると、アルバイトと思われる大学生などの若い年代が多くなっています。生活安全パトロール隊による巡回指導等により、「客引き行為しづらい環境づくり」を推進し、繁華街における安全・安心の確保に向けた取組をさらに強化します。



客引き防止プロジェクト  
(品川駅港南口)



## 2 民間協力者の活動の促進

保護司の活動支援を始め、地域福祉課題の解決のため、地域福祉を支える各種団体等との連携の強化や、団体等の活動を支えるための支援を積極的に推進します。

番号	主な取組	新規／拡充
02-01	港区再犯防止推進連絡会議	新規
02-02	再犯防止の推進に関わる相談窓口	新規
02-03	再犯防止の推進に関する広報活動	新規
02-04	保護司の活動支援	
02-05	社会を明るくする運動の支援	
02-06	民生委員・児童委員の活動支援	
02-07	社会福祉法人港区社会福祉協議会の支援	
02-08	東京都薬物乱用防止推進港区協議会（略称：薬防協）	

関連する  
計画

港区生活安全行動計画  
(02-01、02-02、02-03)

港区地域保健福祉計画  
(02-04、02-05、02-06、02-07、02-08)

## 02-01 港区再犯防止推進連絡会議 【新規】

所管課：防災危機管理室

港区再犯防止推進計画に基づき、区及び区内の刑事司法関係機関その他関係機関、団体等の課題への対応等について包括的に協議することを目的として開催します。

## 02-02 再犯防止の推進に関わる相談窓口 【新規】

所管課：防災危機管理室

犯罪をした者等や、その立ち直りを支援する人などからの相談を受けて、相談内容に応じた区の窓口や、支援機関へ繋ぐなど、再犯防止推進の取組について、最初の相談窓口を担当します。

—— 再犯防止の推進に関わる相談窓口のイメージ ——

※詳細は、「参考資料 4 再犯防止の推進に関わる相談窓口等」を参照。

## 02-03 再犯防止の推進に関する広報活動 【新規】

所管課：防災危機管理室

警察や関係機関と連携し、リーフレットなどを配布することで、再犯防止推進計画、各種再犯防止の取組や民間協力者の活動について広く周知します。

## 02-04 保護司の活動支援

所管課：保健福祉支援部保健福祉課

保護司は、犯罪や非行に及んだ人たちの更生保護や、犯罪や非行の防止の相談・助言・指導を行っています。区では、港区保護司会の協力により、更生保護と青少年の健全育成に関する相談窓口となる、「港区更生保護青少年サポートルーム」を開設しています。

面接等で区有施設が利用できるよう活動場所を確保するなど、引き続き保護司の活動を支援することで、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進します。また、保護司の日々の活動に対して、更に意欲的に取り組める仕組みを検討します。



社会を明るくする運動  
(青少年健全育成大会 in 六本木)



更生ペンギンのホゴちゃん

## 02-05 社会を明るくする運動の支援

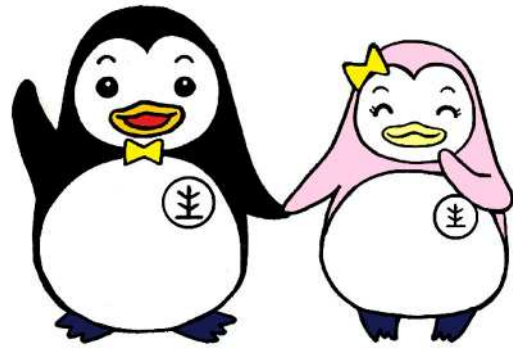
所管課：保健福祉支援部保健福祉課

全ての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に展開される全国的な運動です。区では、区長を委員長とし、保護司会を中心に関係団体で「“社会を明るくする運動”港区推進委員会」を組織してこの運動を実施しています。毎年7、8月を強調月間とし、みなと区民の集い、青少年健全育成大会in六本木、区内小・中学校の児童・生徒を対象に作文コンテストを行っています。

区内5地区の地区推進委員会では、駅頭広報活動などを行っています。



社会を明るくする運動港区推進委員会



ホゴちゃん&サラちゃん

## 02-06 民生委員・児童委員の活動支援

所管課：保健福祉支援部保健福祉課

民生委員・児童委員は、日頃から地域の中で、常に区民の立場に立ってプライバシーを守りながら支援を必要としている人への情報提供など、福祉に関する相談や支援を行っています。また、“社会を明るくする運動”港区推進委員会の委員として、活動に参加しております。犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進している民生委員・児童委員の活動を支援します。



民生委員・児童委員  
(社明 in 六本木 パレード参加の様子)



ミンジー

## 02-07 社会福祉法人港区社会福祉協議会の支援

所管課：保健福祉支援部保健福祉課

社会福祉協議会では、失業等による生活困窮世帯に対し、自立を支援するための貸付制度などを行っています。また、“社会を明るくする運動”港区推進委員会の委員として、地域での活動に参加しております。犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進している港区社会福祉協議会の活動を支援します。



み～しゃ

## 02-08 東京都薬物乱用防止推進港区協議会（略称：薬防協）

所管課：みなと保健所生活衛生課

区では、都知事から薬物乱用防止指導員として委嘱された10名が、「東京都薬物乱用防止推進港区協議会」を組織して、啓発活動を行っています。薬物乱用防止推進指導員は、覚醒剤や大麻等の依存性のある薬物の乱用防止を目的として、健康で明るい都民生活の確立をめざす啓発活動を行っています。指導員は、薬物の乱用防止活動に熱意と理解を持つもので、区長の推薦を受けたもののうちから東京都知事が委嘱することになっています。区内小中学校における薬物乱用防止教室や区民まつり等における啓発活動を引き続き行ってまいります。

### 3 就労・住居の確保等

再犯防止を図るためには、就労を始めとする安定した生活基盤を築くことが重要です。仕事や住居の確保を支援するため、必要な情報提供を行うなど、様々な相談に対応します。

番号	主な取組	新規 ／ 拡充
03-01	自立相談支援事業	
03-02	就労支援事業	
03-03	就労準備支援事業	
03-04	家計改善支援事業	
03-05	サービス付き高齢者向け住宅の供給	
03-06	ケアハウスの供給	
03-07	高齢者集合住宅の供給	
03-08	住居確保給付金	
03-09	区営住宅の管理運営	
03-10	民間賃貸住宅入居支援	拡充

関連する  
計画

港区地域保健福祉計画  
(03-01、03-02、03-03、03-04、03-05、03-06、03-07、03-08)  
港区住宅基本計画  
(03-09、03-10)



## 03-01 自立相談支援事業

所管課：保健福祉支援部生活福祉調整課

港区生活・就労支援センターでは、失業等による経済的な問題だけではなく、支援が必要と思われるが、関係機関からの支援が得られていない場合等、相談支援員が困っている課題について一緒に寄り添いながら課題解決を図ることで、日常生活の安定を図り、社会復帰への取り組みを推進しています。

## 03-02 就労支援事業

所管課：保健福祉支援部生活福祉調整課

港区生活・就労支援センターでは、就労支援員が常駐しており、就労先が見つからないなどの相談に希望する職種などを聞き取り、就労先を一緒に探す取組を行っています。

また、生活・就労支援センターにはハローワーク品川の出先機関である「みなとジョブスポット」が併設されており、就労支援員と共にハローワーク職員による職業相談や紹介を受け、新規就労につながる取組を推進しています。

## 03-03 就労準備支援事業

所管課：保健福祉支援部生活福祉調整課

港区生活・就労支援センターでは、初めての就労や久しぶりの就労など、就労に対して不安がある場合や他人とのコミュニケーションが苦手な方に、一般的な就労の前に生活習慣の改善や社会参加能力の向上などを図る支援を行い、就労に対する自信を持ってもらうことで就労の選択肢を増やし、より社会復帰への取組を推進しています。



## 03-04 家計改善支援事業

所管課：保健福祉支援部生活福祉調整課

港区生活・就労支援センターでは、家計の収支バランスが取れず生活に困っている人に対し、相談支援員が家計の管理に対する助言や情報提供、債務や滞納等の整理の場合は、法テラス等の関係機関の紹介及び動向支援などを行い、生活状況の改善を図る取組を推進しています。

## 03-05 サービス付き高齢者向け住宅の供給

所管課：保健福祉支援部高齢者支援課

サービス付き高齢者向け住宅とは、バリアフリーが完備された高齢者向けの住まいであり、一般型と介護型の2種類があります。一般型は自立した高齢者向けであり、施設のスタッフによる安否確認や生活相談サービスの提供により、安心して生活できる住宅です。また、介護型は施設内で介護サービスを受けることが可能であり、一般型よりもやや要介護度が高くても入居しやすい住宅です。区内にあるサービス付き高齢者向け住宅の入居募集や管理、及び事業者経由の間接的な家賃補助を行い、住まいに困っている高齢者への支援を推進します。

## 03-06 ケアハウスの供給

所管課：保健福祉支援部高齢者支援課

ケアハウスは自宅での生活が困難な高齢者が入居できる施設です。入居者は所得に応じた使用料の減免を受けられます。そのため、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅と比べ低価格で利用できる場合があります。

## 03-07 高齢者集合住宅の供給

所管課：保健福祉支援部高齢者支援課

高齢者集合住宅とは、バリアフリー設備を備え、緊急時の対応や安否確認、相談対応等を行う「生活協力員」が居住する住宅です。住宅に困窮している一人暮らし又は高齢者のみの世帯に対して提供し、日常生活の支援を行うことで、入居者の日々の生活安定を図ります。区立の高齢者集合住宅は4か所です。施設の管理や年1回の入居募集などの取組を行っています。

## 03-08 住居確保給付金

所管課：保健福祉支援部生活福祉調整課

港区生活・就労支援センターでは、失業・離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれがある方のうち就労能力及び意欲がある方に対し、住居の確保のため家賃額相当分(支給上限額があります)の支給を行い、住居の確保と併せて就労支援事業を利用し、就労機会を確保することで日常生活の安定を図れるよう、相談支援員が対象者の支援を行い、社会復帰への取組を推進します。

## 03-09 区営住宅の管理運営

所管課：街づくり支援部住宅課

区営住宅は、住まいに困窮し、所得の低い方を対象とした住宅です。単身者向け、家族向けの住宅があり、毎年6月と12月に空き住戸の募集を行っています。また同様の住居として都営住宅があり、こちらは5月、8月、11月、2月にそれぞれ空き住戸の募集を行っています。いずれも募集期間が決まっていることから、住宅に困窮している方への募集の周知等にかかる取組を推進します。

## 03-10 民間賃貸住宅入居支援

所管課：街づくり支援部住宅課

高齢者や障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する住まいの確保のため、民間賃貸住宅への入居支援を行っています。住宅確保要配慮者が、安定的な生活を送れるよう、庁内関係部門との連携による住宅セーフティーネット施策を推進します。

## 4 一人ひとりの特性に応じた支援等

令和4(2022)年の、刑法犯検挙人員の年齢層別構成比では、65歳以上が23.1%を占め、どの年代よりも高くなっています(令和5年版犯罪白書)。福祉的支援が必要な対象者に、各種福祉サービスが円滑に利用されるよう、困りごとに応じた相談を行い課題解決に取り組みます。

番号	主な取組	新規 ／ 拡充
04-01	ひとり暮らし等高齢者の見守り体制及び生活支援の推進体制の充実	
04-02	障害者福祉サービス相談	
04-03	障害者各種手当の相談	
04-04	一般健康相談	
04-05	自立支援医療(精神通院医療)	
04-06	地域包括ケアの推進体制の充実	
04-07	福祉総合窓口事業	
04-08	重層的支援体制整備事業の実施	拡充
04-09	こころの健康相談(精神保健福祉相談)	
04-10	高齢者相談センター(地域包括支援センター)による相談	
04-11	障害者基幹相談支援センター等による相談	
04-12	DV加害者更生プログラム利用助成事業	

関連する  
計画

港区地域保健福祉計画

(04-01、04-02、04-03、04-04、04-05、04-06、04-07、04-08、04-09、04-10、04-11、04-12)

## 04-01 ひとり暮らし等高齢者の見守り体制及び生活支援の推進体制の充実

所管課：保健福祉支援部高齢者支援課

ふれあい相談員が、高齢者サービス等を利用していないひとり暮らし高齢者等を訪問し、的確な支援につなげることができるよう、高齢者の生活に寄り添った支援や見守りの体制を充実します。

また、地域における支え合い活動を推進する生活支援コーディネーターが中心となり、地域資源の開発に取り組むとともに、関係機関との情報共有や連携を強化し、住民主体の地域活動を促進するなど、生活支援の推進体制の充実を図ります。

## 04-02 障害者福祉サービス相談

所管課：保健福祉支援部障害者福祉課

障害者が障害の区分を問わず、自らで住む場所を選択し、必要な障害者サービス等の支援を受けながら、安定した生活を送れるようサービス基盤の提供や関係機関との連携等を含め、障害者の意思決定を最大限図れるように関係機関で必要な支援体制の強化を推進します。

## 04-03 障害者各種手当の相談

所管課：保健福祉支援部障害者福祉課

障害者への各種手当は、障害の内容、等級により異なり、障害者自身が受け取ることができるのか判断するのが困難なため、支援が必要なケースについて、障害者自身及び支援者に対し丁寧な説明を行い、該当する手当の認定や支給漏れとならないよう所管内においても情報共有を行い、安定した生活への推進を図ります。

## 04-04 一般健康相談

所管課：各地区総合支所区民課

障害に関する各種手帳や受給者証などには該当しない場合でも心身の健康に関する疑問や日々の生活で不安を感じていることについて、保健師に相談することで疑問や不安を解消し、健康な生活を継続、心身の回復を目的とした取組を推進します。

## 04-05 自立支援医療（精神通院医療）

所管課：保健福祉支援部保健福祉課  
各地区総合支所区民課

精神障害及び当該精神障害が起因となる病態のうち、継続して通院治療にかかる費用を各種健康保険と公費で負担し、利用者の自己負担を免除または減額することで社会復帰への支援を図ります。

## 04-06 地域包括ケアの推進体制の充実

所管課：保健福祉支援部保健福祉課

すべての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう港区在宅療養相談センターにおける相談対応や、医療と介護の連携。多機関・多職種連携による地域課題への対応強化等、支援の充実を図ります。

## 04-07 福祉相談窓口事業

所管課：保健福祉支援部保健福祉課／各地区総合支所区民課

各総合支所に設置した「福祉総合窓口」では、全ての福祉相談を福祉分野を問わず受け止め、総合支所を中心とした包括的な支援体制のもと、複雑化・複合化した福祉課題に迅速に対応します。

## 04-08 重層的支援体制整備事業の実施 【拡充】

所管課：保健福祉支援部保健福祉課

既存の取組を活かしつつ、包括的に相談を受け止める相談支援、段階的に社会との繋がりを回復する参加支援事業、地域でのセーフティネット強化のための地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。伴走型支援を通じて寄り添い、孤立化を防ぎます。

## 04-09 こころの健康相談（精神保健福祉相談）

所管課：みなと保健所健康推進課

こころの病気や依存症（お酒、薬物、ギャンブル、ネット等）や認知症の早期発見・早期治療・対応の仕方等について、精神科医師が月4回相談に応じています（予約制）。保健師は随時、相談を行っています。

## 04-10 高齢者相談センター（地域包括支援センター）による相談

所管課：保健福祉支援部高齢者支援課

介護保険制度や高齢者福祉サービスの説明・受付など、総合的な支援を行います。併せて、介護予防ケアプランの作成や身体機能の不安解消、健康維持のための取組を行います。

高齢者の人権や財産を守る権利擁護の相談や、成年後見制度活用の支援、高齢者虐待の相談・防止及び家族支援を行います。

地域の高齢者支援のネットワーク拠点として、関係機関との連携や地域のケアマネジャーの支援・指導を行います。

## 04-11 障害者基幹相談支援センター等による相談

所管課：保健福祉支援部障害者福祉課

相談支援事業所に対し、相談のアドバイスやサービス等利用計画作成のための助言等を行います。

障害者本人と障害者の家族（保護者等）の方の生活状況を伺い、将来を想定した生活プランと一緒に考え、福祉サービスの体験利用などを勧めていきます。また、複雑な相談事例については、専門家の意見等を参考にしながら相談支援事業所のサポートを行い、課題の解決に取り組みます。

## 04-12 DV加害者更生プログラム利用助成事業

所管課：子ども家庭支援センター

DV加害者の更生を促すために民間団体が実施するDV加害者更生プログラムの利用に係る経費の一部を助成することにより、DV加害者の更生を促し、配偶者に対する暴力の根絶を図ります。



## 5 非行の防止・学校と連携した修学支援等

成人における再犯者率が約50%で推移しているのに対して、刑法犯により検挙された少年のうち、再非行少年の割合は減少傾向で、令和4(2022)年は31.7%となっています(令和5年版犯罪白書)。引き続き区内小中学校等と連携し、児童生徒の非行の未然防止に取り組みます。

番号	主な取組	新規 ／ 拡充
05-01	セーフティ教室の実施(非行・犯罪被害防止の学習及び意見交換会)	
05-02	警察との連携事業	
05-03	港区青少年対策地区委員会	
05-04	高校生世代が一人で過ごせる居場所づくり	新規
05-05	学習支援事業(中学生)	
05-06	学習支援事業(高校生)	

関連する  
計画

港区地域保健福祉計画  
(05-01、05-02、05-05、05-06)

港区子ども・若者・子育て総合支援計画(令和6年度策定予定)  
(05-03、05-04)

## 05-01 セーフティ教室の実施（非行・犯罪被害防止の学習及び意見交換会）

所管課：教育委員会事務局学校教育部教育指導担当

児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・区民参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進します。各区立小・中学校で年1回開催しています。



セーフティ教室（情報モラル高学年）

## 05-02 警察との連携事業

所管課：教育委員会事務局学校教育部教育指導担当

警察と教育委員会及び学校等との連携について、学校・警察連絡協議会の場を活用するほか、学校警察連絡制度などの学校と警察との相互連絡の枠組みやスクールサポーターなどの制度を活用して、情報の共有化と共通認識の醸成を図っています。



学校・警察連絡協議会

## 05-03 港区青少年対策地区委員会

所管課：子ども家庭支援部子ども若者支援課

青少年健全育成のため、みなとキャンプ村、運動会、スポーツ大会、音楽・映画観賞会、バスハイク、スキー・スケート教室、防災訓練、餅つきなど各地区で特色のある活動を実施し、地域の活動等を通じて家庭を支え、人々が互いに知り合い関わりを深めることのできる機会を作り、青少年をめぐる社会環境の浄化、整備の推進を図ります。

## 05-04 高校生世代が一人で過ごせる居場所づくり

所管課：子ども家庭支援部子ども若者支援課

行動範囲が広がり社会への自立に向けて多感な高校生世代のうち、家庭や学校などに居場所がなく、屋外に留まることで犯罪や非行に巻き込まれないよう、自然体で安心して過ごすことができ、必要に応じて大人に相談できる居場所を設置します。

## 05-05 学習支援事業（中学生）

所管課：保健福祉支援部生活福祉調整課

生活困窮者自立支援法に基づく任意事業である学習相談支援事業として、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学1年生から3年生を対象に、ボランティア講師による無料学習支援を実施することで、基礎学力を向上し、将来の自立に向けた意欲喚起や学習意欲の向上を推進します。

## 05-06 学習支援事業（高校生）

所管課：保健福祉支援部生活福祉調整課

中学生向けの学習支援事業と同様に、将来の自立に向けた意欲喚起や学習意欲の向上及び学力の向上を継続して推進します。

—— 少年事件手続きの概要イメージ ——

※「名古屋市 立ち直り支援ハンドブック」を参考に作成。

## 「寄り添い弁護士制度」をご存じですか？

港区再犯防止推進計画策定会議 会長

第一東京弁護士会 弁護士 常盤政幸

### 「寄り添い弁護士制度」をご存じですか？

#### 1. 「寄り添い弁護士制度」とは

寄り添い弁護士制度とは、不起訴になった元被疑者、執行猶予判決を受けた元被告人などが円滑に社会復帰できるよう更生保護施設や自立支援センターなどに同行したり、また、満期出所した元受刑者などを支援する地域生活定着支援センターやグループホームへの入所や生活保護受給手続などに同行する弁護士を弁護士会が経済的に援助する制度です。既に第二東京弁護士会などでは、この制度を導入しておりますが、第一東京弁護士会でもこの制度を導入することになりました。

#### 2. 制度創設の経緯

- (1) 従来、刑事事件における弁護士の活動は、逮捕又は勾留された時点で当番弁護士として身柄拘束された人に接見し、勾留された場合は、被疑者国選弁護人として示談交渉などにより起訴を回避する活動を行い、起訴された場合は、被告人国選弁護人として無罪判決又は刑の軽減した判決を求めて弁護活動をし、判決の言渡しを受けることにより終了するという認識が強くありました。
- (2) また、罪に問われた人の釈放後、判決後のフォローとしては、生活困窮者援助（日弁連の「高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律援助」）を受けることができるにとどまっていた。
- (3) にもかかわらず、弁護士の中には、この援助にとどまらず、罪に問われた人の社会復帰に向けたさまざまなフォロー活動を手弁当とする会員がおり、その会員の活動により、罪に問われた人の社会復帰が現実にも図られてきました。
- (4) こうした中で、以下で述べる背景の下、このような弁護士の活動を弁護士会が有益なものとして評価し、経済的に援助する制度として「寄り添い弁護士制度」が創設されました。

### 3. 制度創設に至る背景

---

- (1) 制度創設の背景には、現在、刑務所に入所し出所した人のほぼ半数が再犯として再び刑務所に戻ってくるという現実があります。そこで、国は、平成28(2016)年12月、「再犯防止推進法」を制定し、岸田内閣は、令和5(2023)年3月17日、「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定し、東京都は、令和6(2024)年3月19日、「第二次再犯防止推進計画」を策定しています。
- (2) こうした施策は再犯防止に向けた社会的に大変有意義な施策ですが、残念ながら、それでもなかなか再犯防止の効果の拡大までには及んではないのが実情です。
- (3) そこで、こうした公的な施策とは別に、釈放された元被疑者、執行猶予判決を受けた元被告人、満期出所した元受刑者などに対する社会復帰の支援をする弁護士を弁護士会が援助する「寄り添い弁護士制度」が発足しました。この制度は、既に、兵庫県弁護士会、愛知県弁護士会、札幌弁護士会、第二東京弁護士会、福岡県弁護士会などで実施されており、日本全国へ拡大中です。もっとも、この制度を地方自治体との共同事業として行っている弁護士会は未だ少なく、民間による活動という意味で限定的ではありますが、漸次、地方自治体と協力関係を築いていこうとしております。また、弁護士会は、援助内容について改善を進めていこうとしております。

### 4. 今後への期待

---

寄り添い弁護士制度は、まだ産声を上げた段階ですが、気概のある弁護士が社会福祉士や精神福祉士などの専門職や地域生活定着支援センターなどと協力して罪に問われた人の社会復帰を支援する活動しており、これを弁護士会が経済的に援助することは、罪に問われた人々の生き辛さを解消し、再犯を防止することに大きく役立つものとして期待をもちしております。

## 參考資料

---

## 1 計画の策定経緯

### (1) 策定経過

---

令和6(2024)年7月	再犯防止推進計画策定支援業務委託 (各種統計、他自治体計画の調査分析)
令和6(2024)年8月	第1回策定会議及び施策推進検討会開催 (港区再犯防止推進計画策定方針の決定)
令和6(2024)年10月	第2回策定会議及び施策推進検討会開催 (港区再犯防止推進計画(素案)の作成)
令和6(2024)年12月	庁議(港区再犯防止推進計画(素案)について)
令和6(2024)年12月	総務常任委員会への報告
令和7(2025)年1月	パブリックコメント
令和7(2025)年2月	総務常任委員会へパブリックコメントの実施状況等を情報提供 第3回策定会議及び施策推進検討会開催 (港区再犯防止推進計画(案)の作成)
令和7(2025)年3月	港区再犯防止推進計画の決定



## (2) 港区再犯防止推進計画策定会議

港区再犯防止推進計画策定会議は、港区再犯防止推進計画の策定に際し、幅広い意見を取り入れるために設置されました。

### 港区再犯防止推進計画策定会議委員一覧

(敬称略)

区分	氏名	所属等	
会長	ときわ まさゆき 常盤 政 幸	学識経験者	常盤綜合法律事務所 弁護士
委員	いでの やすまさ 出野 泰 正	区民	港区保護司会 会長
	すずき はるみ 鈴木 晴美	区民	港区更生保護女性会 会長
	たなか いづみ 田中 泉	区民	港区民生委員・児童委員協議会 会長
	はせがわ ひろよし 長谷川 浩 義	事業者	港区社会福祉協議会 事務局長
	あき のりお 安藝 紀男	関係行政機関 (令和6年9月1日まで)	赤坂警察署 生活安全課長 (港区生活安全協議会行政連絡会委員)
	くらもち ひろし 倉持 宏	関係行政機関 (令和6年9月6日から)	赤坂警察署 生活安全課長 (港区生活安全協議会行政連絡会委員)
	さとう ひろし 佐藤 博史	区職員	港区 防災危機管理室長

### (3) パブリックコメント等実施概要

---

#### 1) パブリックコメント

#### 2) 区民説明会

## 2 関連する条例等

### ○安全で安心できる港区にする条例

平成十四年十二月十一日  
条例第四十七号

#### (目的)

第一条 この条例は、港区にかかわるすべての人々が相互に協力して、生活安全意識の向上を図るとともに、生活の安全確保及び犯罪の防止に向けた自主的な取組を推進することにより、安全で安心できる港区を実現することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 区民等 区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- 二 事業者 区内で事業活動を行うものをいう。
- 三 土地建物管理者 区内に存する土地又は建物を所有し、管理し、又は使用しているものをいう。

#### (区の責務)

第三条 区は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 生活安全意識の啓発に関すること。
  - 二 区民等、事業者、土地建物管理者等が、自主的に実施する生活の安全確保及び犯罪の防止に向けた活動(以下「生活安全活動」という。)の支援に関すること。
  - 三 防犯設備の設置の要請及び支援に関すること。
  - 四 安全かつ健全な生活環境を阻害するおそれのある行為を防止するための指導等に関すること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施策
- 2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、区の区域を管轄する警察署、消防署等の行政機関及び防犯関係団体等と連携を図るものとする。

#### (区民等の責務)

第四条 区民等は、その生活が安全に営まれる環境の確保に努めるものとする。

- 2 区民等は、生活安全活動の推進に努めるものとする。
- 3 区民等は、前条第一項に定める施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、区民等の生活が安全に営まれる環境の確保に努めるものとする。

- 2 事業者は、安全かつ健全な生活環境を阻害するおそれのある勧誘、宣伝活動等をしてはならない。
- 3 事業者は、第三条第一項に定める施策に協力するよう努めるものとする。

#### (土地建物管理者の責務)

第六条 土地建物管理者は、その土地又は建物に係る安全な環境の確保に努めるものとする。

2 土地建物管理者は、第三条第一項に定める施策に協力するよう努めるものとする。

(建築主の責務)

第七条 共同住宅及びホテル等不特定多数の人が利用する建築物を建築(大規模修繕を含む。)しようとする建築主は、建築の際、当該建築物に防犯設備を整備するよう努めるものとする。

2 建築主は、前項に規定する防犯設備を整備するに当たっては、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)に基づく確認申請前に、当該建築物の存する区域を管轄する警察署に協議するものとする。

(指導及び勧告)

第八条 区長は、第五条第二項の規定に違反した事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

2 区長は、前項の指導を受けてこれに従わない事業者に対しては、改めて必要な改善を行うよう期間を定めて勧告することができる。

(公表)

第九条 区長は、前条第二項の規定に基づく勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(表彰)

第十条 区長は、安全で安心できるまちづくりの推進に貢献したものを表彰することができる。

(生活安全協議会等)

第十一条 生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議するため、港区生活安全協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 地域における生活安全活動を推進するため、協議会の下に、生活安全活動推進協議会を置くことができる。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

### 3 関連計画一覧

名称等	内容
港区基本計画（分野別計画） 計画期間：令和3年度～令和8年度 港区実施計画 計画期間：令和6年度～令和8年度	区政全般を対象とする総合的な計画であり、区政のあらゆる分野で行財政運営を推進する際の指針となる区の最上位計画です。 年次計画を明確に示した計画事業の3か年を実施計画として位置付けています。
港区基本計画（地区版計画書） 計画期間：令和3年度～令和8年度	地域の課題を地域で解決し、地域の魅力をより高めるため、各総合支所が区民参画組織等からの提言を踏まえ、独自に取り組む事業を中心とした計画書です。
港区生活安全行動計画 計画期間：令和6年度～令和8年度	防犯、防火などの生活安全の観点から区を取り巻く課題を示し、今後の方向性と取組を具体的に明らかにするアクションプランです。
港区住宅基本計画 計画期間：令和元年度～令和10年度	住宅に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画であり、国による住生活基本計画、東京都による東京都住宅マスタープランと整合したものととなります。
港区地域保健福祉計画 計画期間：令和3年度～令和8年度	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童福祉、その他の福祉の各分野の共通的な事項や、健康づくり・保健に関する事項等の地域保健福祉施策を総合的に定めた計画です。「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」など、関係する計画を一体的に改定・策定するものです。
港区学校教育推進計画 計画期間：令和3年度～令和8年度	子どもたちや学校を取り巻く環境の変化、これまでの取組と成果、区民ニーズ等を踏まえた上で、区立幼稚園、小・中学校における教育の更なる充実・発展、魅力ある学校づくりを着実に推進するための基本的な考え方や施策、具体的な取組を示した計画です。
港区子ども・若者・子育て総合支援計画 （令和6年度策定予定） 計画期間：令和7年度～	



## 5 再犯防止の推進に関わる相談窓口等

(1) 今夜寝て過ごす場所がない、手持ちのお金がほとんどない

---

(2) 住居を探したい

---

(3) 当面は生活できるだけのお金があるが、生活が苦しく今後が不安

---

(4) 仕事について相談したい

---

(5) 高齢者の悩みについて相談したい

---

(6) 発達障害、知的障害、身体障害について相談したい

---

(7) 精神疾患、依存症について相談したい

---

(8) 学び直しについて相談したい

---

(9) 子ども・若者の悩み、児童生徒の悩みについて相談したい

---

区 の 木



ハナミズキ

区 の 花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

## 港区再犯防止推進計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

(素案)

令和6(2024)年12月 発行

発行：港区

編集：港区防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

港区芝公園一丁目5番25号

TEL 03-3578-2111 (代表)

<https://www.city.minato.tokyo.jp/>





